

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	ボイラーの燃焼調整及び部 品交換	入 基 L P S - X - 1 0 6 9 9 - 1	
		承 認	令和 5 年 4 月 1 3 日
		作 成	令和 5 年 4 月 1 3 日
		改 正	令和 7 年 4 月 1 1 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	中警団基地業務群施設隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊入間基地内で管理する機材、ボイラー燃焼調整及び部品交換（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 役務内容

調達要領指定書による。

2 一般共通事項

2.1 共通仕様

a) 本仕様書において適用する関係法令等は、次の各号に掲げるものによる。

- 1) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- 2) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年9月30日）
- 3) 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
- 4) 埼玉県生活環境保全条例（平成13年7月17日条例第57号）
- 5) エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- 6) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

b) 本仕様書に記載していない事項及びその他役務実施上、疑義を生じた場合は、契約担当官と協議し、指示を受けるものとする。

c) 本仕様書に記載されていない事項においても、現場の収まり、取合い等の関係により必要なものは契約相手方が実施するものとする。材料の寸法、取付位置及び工法を変更する場合は、監督官と協議により行う。この場合における履行期間の延長はしないものとする。

2.2 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

a) 本役務の履行場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、契約相手方が経費を負担するものとする。ただし、使用の際は監督官の許可を得るものとする。

b) 契約相手方は、基地及び基地の施設への立入に関し、規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令の許可を受けるものとする。

c) 履行中のトイレの使用については、仮設トイレ又は厚生センターのトイレを使用す

るものとする。これによりがたい場合は、監督官と協議するものとする。

- d) 契約相手方は、基地内において本役務の履行に必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
- e) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- f) 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及び内容のみとし、監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。
- g) 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該役務関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。また、役務履行後速やかに返納すること。
- h) 契約相手方は、本役務に関するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。
- i) 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当該実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。

2.3 基地内共通規定事項

- a) 作業時間は、8時15分から17時までを基準とし、休憩時間は監督官の指示に従い、1時間とするものとする。細部は監督官の指示による。
- b) 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を厳守し通行する。
- c) 基地内における車両の駐車場所、資機材置き場は、監督官の指示による。
- d) 基地内における車両の制限速度は、別に示す場合を除き30キロメートル毎時（基地外周道路40キロメートル毎時）とする。
- e) 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと。また、電話及び操作は、事務所外で行うこと。
- f) 朝夕の国家吹鳴時（土曜日、日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を発生させたり国家掲揚塔の前を移動しないこと。

3 役務の一時中止、履行期間の変更

役務の一時中止、履行期間の変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し契約担当官と協議のうえ指示を受ける。

4 管理事項

- 4.1 役務の実施にあたっては、安全管理を十分に行い、万一事故が発生した場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。
- 4.2 役務に伴い破損した箇所は、契約相手方の責任において、在来にならい収まり良く補修するものとする。
- 4.3 履行場所は、常に清掃を確実に実施し、使用材料等は指定した場所に整理整頓して保管するものとする。
- 4.4 役務写真は、施工前、中、後、役務完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、役務経過の記録帳（役務写真帳）を提出するものとする。
- 4.5 役務写真の撮影には、通信機能を有しないデジタルカメラ等で撮影するものとする。

る。

5 発生材の処理

5.1 発生材の処理に係る経費は、契約相手方の負担によるものとする。

5.2 部隊が引き継ぐものとされた発生材（有価物）は、指定場所へ種別ごとに運搬整理のうえ、仮囲い及び所要の表示等を行い監督官の確認を受け、発生材調書を添えて提出するものとする。

5.3 上記5.2を除く、再生資源として利用しないもの及び部隊に引き渡しを要しないものとされた発生材は全て場外に搬出し、資源の有効な利用の促進に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省経建発第3号）その他関連法令等に従い適正に処理するものとする。

6 提出書類等

契約相手方は、以下の書類等を提出、提示又は掲示しなければならない。尚、書類の定型については監督官が指定する様式とする。ただし、監督官が提出等を要しないと指示したものを除く。

6.1 役務関係書類

- a) 着工届
- b) 現場代理人等通知書
- c) 工程表
- d) 材料搬入報告書
- e) 完成通知書
- f) 役務写真
- g) 役務打合せ簿
- h) 火気使用通知書
- i) 部外者給水等使用通知票
- j) 発生材調書
- k) その他監督官が必要と指示したもの。

6.2 残業届

次に示す履行を必要とする場合は、あらかじめ残業届を提出するものとする。

- a) 課業時間（平日の8時15分から17時）を超える履行
- b) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日等の履行

7 現場管理

7.1 履行管理

現場代理人は、役務履行に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有するものとする。国家資格等を必要とする履行の場合は、その資格を有する主任技術者を選任するものとする。

7.2 現場代理人

- a) 現場代理人は、履行場所に常駐し、その運営、取締りを行うものとする。ただし、

履行場所における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督官との連絡体制が確保されると監督官が認めた場合には常駐を要しないことができる。

- b) 履行期間中は監督官と履行の開始前、終了後に必要な調整を行う。
- c) 品質、工程等の履行管理を行う。
- d) 役務関係者に、役務関係図書及び監督官に受けた指示内容について周知徹底を図る。
- e) 既存施設部分、役務目的物の履行済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行い、役務に伴った損傷等の部分は原状回復するものとする。
- f) 役務の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- g) 溶接作業など火気を使用する場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに適切な消火設備、防災シート等を設けるなどの防火措置を行う。
- h) 化学製品の取扱いに当たり、健康と安全の確保及び環境保全に努める。

8 後片付け

役務の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

9 交通安全管理

役務材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について関係機関と十分打ち合わせのうえ、交通安全管理を行う。

10 材料

10.1 材料の品質等

- a) 設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし、規格証明書又は性能等を証明できる資料を監督官に提出する。ただし、仮設に使用する材料についてはこの限りではない。
- b) J I S（日本産業規格）又は J A S（日本農林規格）のマーク表示のある材料を使用する場合は、資料の提出を省略することができる。
- c) 調合を要する材料については、調合に先立ち調合表等を監督官に提出する。
- d) 役務に使用する材料は、着工に先立ち色見本及び承認図等を監督官に提出し、承認を得る。特に設計図書に定めるメーカー以外の材料を使用する場合は、品質及び性能が同等品以上であることの証明となる資料を提出し承認を得るものとする。

10.2 材料の検査

- a) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。
- b) 現場に搬入した材料のうち不合格となった役務材料については、遅滞なく履行場所から搬出させ、良品と交換しなければならない。この場合において、交換した材料については再検査をするものとする。

10.3 材料の検査に伴う試験

- a) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、監督官の承諾を得た試験方法による。ただし、あらかじめ監督官の承諾を得た場合はこの限りではない。
- b) 試験に先立ち試験計画書を作成し、監督官に提出する。
- c) 試験は、原則として監督官の立会いのもと行う。
- d) 試験の結果は、監督官が適否を判断し合格したものでなければ使用することができない。

10.4 材料の管理

- a) 品質管理に注意し、破損等においては契約相手方の責任において処置するものとする。
- b) 盗難紛失等があった場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。

11 履行

11.1 履行

- a) 履行は、設計図書、履行計画書及び監督官の承諾を得た工程表並びに履行図等に従って行う。
- b) 別契約役務と履行上密接に関連する役務については、監督官の調整に協力し、当該役務関係者ととともに、役務全体の円滑な履行に努める。

11.2 工法の提案

- a) 設計図書によることが困難又は不都合な場合（特に関連法令に抵触する等）は、設計図書に定められた工法以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法を提案する。
- b) 提案した工法については、監督官と協議し承諾を得て履行すること。

12 検査・確認

契約相手方は、検査又は確認等に必要な資機材及び労務等を提供する。また、原則監督官の立会いのもとに実施する。

12.1 中間確認

- a) 監督官の確認を以下の場合に実施する。
 - 1) 隠ぺいとなる部分で履行後確認できない場合
 - 2) 履行毎、工程毎に確認を必要とする場合
 - 3) 設計図書に定められた場合
 - 4) 一工程の履行を完了した場合
 - 5) 履行の各段階の履行状況や完成状態、材料、試験結果等について、契約相手方より提出された資料や設計図書に基づき、監督官が適否を判断する場合
- b) 確認の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により履行した部分は、原則として抽出確認とする。ただし、監督官の指示を受けた場合はこの限りではない。
- c) 契約相手方は、見本履行の実施が妥当と判断した場合又は、監督官に指示された場合は、仕上り程度等の判断ができる見本履行を行い、監督官の承諾を得る。

12.2 完成検査

以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。

- a) 仕様書に示す役務の完了
- b) その他監督官の指示する事項

13 役務に関する要求

13.1 試運転

履行終了後、監督官の立会いのもと試運転調整を実施し、試運転調整の結果をボイラー燃焼調整結果報告書により監督官等に提出するものとする。

13.2 燃焼調整

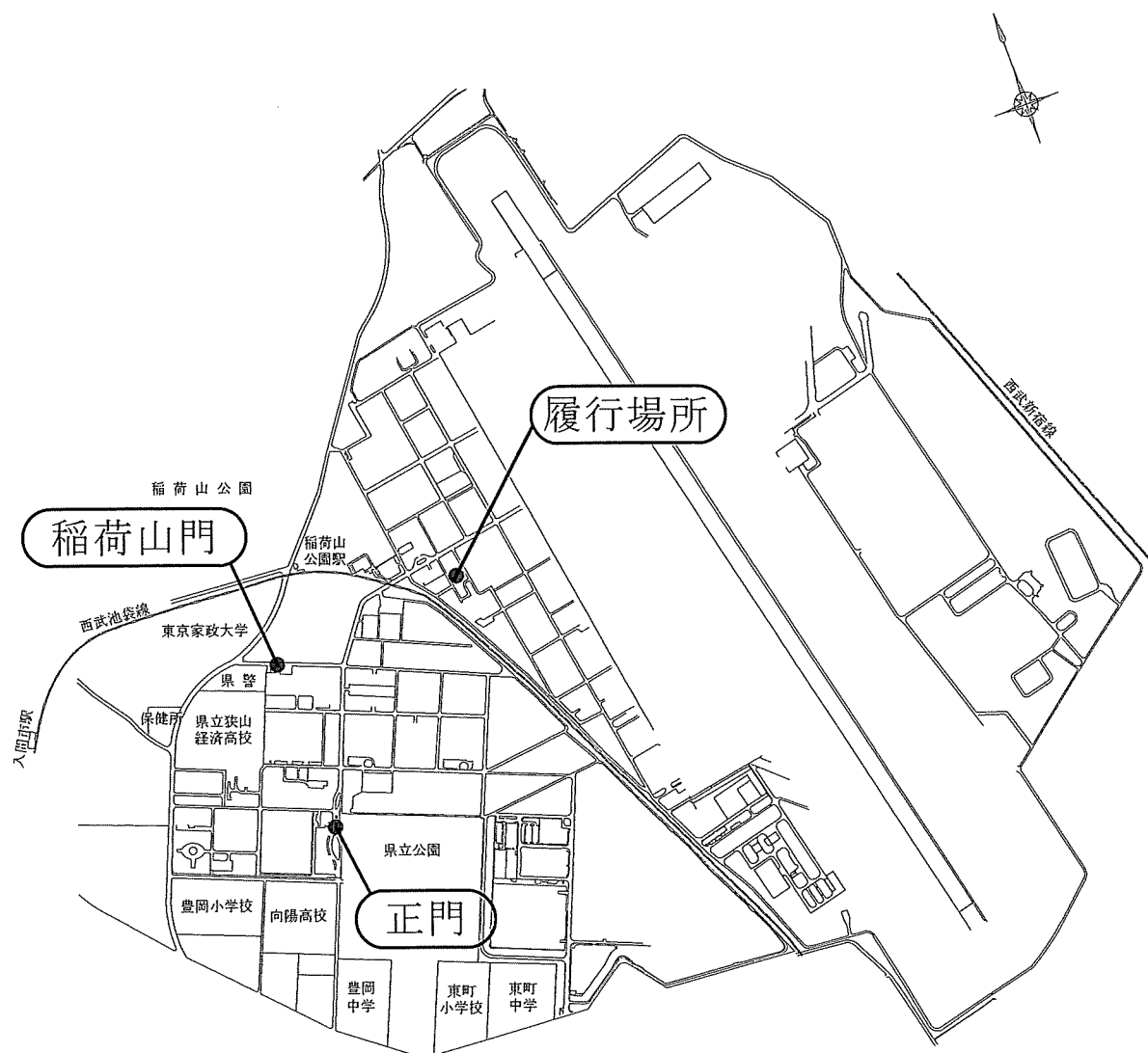
品名又は件名	ボイラーの燃焼調整及び部品交換
--------	-----------------

- a) ばい煙等は，大気汚染防止法に基づく基準値以下に設定するものとする。
- b) NO_x 値においては埼玉県生活環境保全条例に基づく基準値以下に設定するものとする。
- c) 燃焼調整を行う際のボイラーの操作は監督官の指示により行うものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号			
	調 達 要 求 年 月 日			
	作 成 部 課		中警団基地業務群施設隊	
	作 成 年 月 日		令和 8 年 月 日	
品名又は件名		ボイラーの燃焼調整及び部品交換		
仕 様 書 番 号				
指定事項				
1.2 役務内容				
a) 部品交換及び整備内容				
タクマ社製炉筒煙管ボイラー（RE－１００ＦⅡ型）２基のロータリーバーナー（RSB－１０型）を分解整備し、上記の部品交換（規格は既存部品の同等以上のもの。）及び安全装置確認作業後、燃焼調整を行うものとする。				
b) 交換部品				
タクマ社製炉筒煙管ボイラー（RE－１００ＦⅡ型）交換部品一覧				
項目	品名	既設部品 型 番	数量	単位
1	ベアリング	UBR－１０４５－００	4	個
2	平ベルト	PBO－１２２６－１５	2	本
3	ベアリングカバー用パッキン	USP－１２２８－００	4	個
4	フェルトリング	USP－１２２９－００	4	個
5	前板ロープパッキン	USP－１２３１－００	2	個
6	ブレードパッキン	USP－１２３２－００	2	個
7	カップ止めボルト	PBO－１１１６－２０	2	個
8	廻り止め座具	PBO－１１１６－２１	2	個
9	カップ止め金具	PBO－１１１６－０８	2	個
10	バーナベアリング本体	RBS10	2	台
11	ギザスクリュー、プラグ	RBS10 - set	2	組
d) 履行期限				
令和9年2月26日				
e) 履行場所				
航空自衛隊入間基地（付図のとおり。）				
f) RE－１００ＦⅡ型及びRSB－１０型の仕様に基づき履行するものとする。				

品名又は件名：ボイラーの燃焼調整及び部品交換

案 内 図



問い合わせ先

住所：埼玉県狭山市稲荷山 2-3
(航空自衛隊入間基地)電話：04-2953-6131
(内線) 2629